

内航ケミカル船への構造設備基準の適用方針(案)

1. 改正内容

- (1)MARPOL 条約附属書Ⅱ及び IBC コード の有害液体物質の物質分類が大幅に見直され、2007 年 1 月 1 日に発効予定となっている。
- (2)現行の IBC コードに掲載されている全 565 物質中、273 物質について、構造要件（貨物タンク配置、損傷時復原性、防火構造、消防設備等）が強化されている。

2. 基本認識

- (1) 現在、425 隻の内航ケミカルタンカーにより、151 品目、約 1600 万トン / 年が輸送されている状況にある。
- (2) 排出防止設備については、当初検査時期から適用が可能である。
- (3) 内航ケミカル船の船型要件については、全体では新規則にほぼ対応できているが、一部の物質の輸送については問題がある。
- (4) 構造要件の適用を猶予する期間の設定にあたっては、長期に及ぶ適用猶予は、新基準適応へのインセンティブを失わせるとともに、内航海運活性化を阻害するおそれがある。したがって、適用猶予期間はできるだけ短い期間とし、長期間適用を免除する船舶はできるだけ限定することが適当。

3. 新基準の適用方針

上述の基本認識を踏まえ新基準の適用方針を以下のとおりとする。

3.1 油脂類以外の物質

3.1.1 新造船

施行日（2007 年 1 月 1 日）以後に建造される内航ケミカル船の構造設備については、新基準を適用。

3.1.2 現存船

(1) 排出防止設備

全ての現存船の有害液体物質排出防止設備について、施行日以後の最初の定期的検査の日(定期検査又は中間検査のいずれか早い日)から適用。

〔理由〕

新基準へ適合する排出防止設備の設置には、造船所の工事、上架が必要な場合が有り検査時に行うのが合理的。

(2) 構造要件

全ての現存船の構造要件について、5年間適用を猶予。

〔理由〕

配船調整等により、新規則に対応した輸送体制が整備されるまでの期間として、5年間猶予する。

(3) 専用船の船型要件

専用船の船型要件(貨物タンク配置及び損傷時復原性要件)について、条約発効日以降10年間適用を猶予。

〔理由〕

- ① 専用船は他の物質輸送への転用が困難であることから、船型要件の格上げは当該船舶の廃船を意味する。
- ② 専用船で輸送している物質は、ほとんどが新しい船型要件を満足しない船舶で運送されているので、対応に時間を要する。

〔特殊な専用船で輸送されている物質の例〕

【当該経過措置を適用する物質の候補は、以下のようなものが挙げられる。今後、船舶の実態等をさらに詳細に検討して対象物質を確定する。】

① 既に査定済みの物質

- ・ 次亜塩素酸ナトリウム
- ・ 塩化マグネシウム
- ・ 硫酸アルミニウム
- ・ 溶融カプロラクタム
- ・ 無水フタル酸

② 査定中の物質(査定確定後に検討)

- ・ クレオソート
- ・ 塩化カルシウム
- ・ 過酸化水素水(濃度 8%～60%)

- ・ リグニンスルホン酸カルシウム
- ・ リグニンスルホン酸マグネシウム溶液
- ・ リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液

3.2 油脂類

3.2.1 新造船

(1) 排出防止設備

施行日以後に建造される油脂類を輸送する船舶の排出防止設備については、新基準を適用。

(2) 構造要件

構造要件については、IBC コードの要件に代えて、MARPOL 条約付属書Ⅱ第4規則1.3に規定する船型要件の適用を認める。
すなわち、防火、消防等の要件はかからなくすることができる。

[理由]

油脂類については、MARPOL 条約付属書Ⅱ第4規則1.3に、構造要件を緩和できる根拠規定が設けられており、内航ケミカル船についても同様の措置を講じる。

(3) 河川・港内を航行する艇

河川・港内を航行する艇については、船型要件を課す必要がないと考えられることから、船舶安全法の適用対象外の船舶とする方向で検討する。

3.2.2 現存船

(1) 有害液体物質排出防止設備(排出防止設備)

施行日以後の最初の定期的検査の日から適用。

(2) 構造要件

構造要件について、施行日以後10年間適用を猶予。

なお河川・港内を航行する艇については、船舶安全法の適用外船舶として扱う方向で検討する。

内航ケミカル船の経過措置案

			適用時期
油脂類以外	全現存船	構造要件	5年間適用猶予
	専用船	船型要件	10年間適用猶予
油脂類	現存船	構造要件 (船型要件除く)	条約の規定で実質適用免除
		船型要件	10年間適用猶予
全物質	全現存船	排出設備要件	当初検査時期に適用

専用船：クレオソート等特定の貨物を専用に運送するように設計された船舶。

構造要件：貨物タンク配置、損傷時復原性、防火、消防等の構造設備要件。船型要件含む。

船型要件：貨物タンク配置及び損傷時復原性要件

排出設備要件：有害液体物質排出防止設備要件